

1. 患者等への医療に関する情報提供の推進（医療法）

【 医療制度改革大綱(平成17年12月1日 政府・与党医療改革協議会)抜粋 】

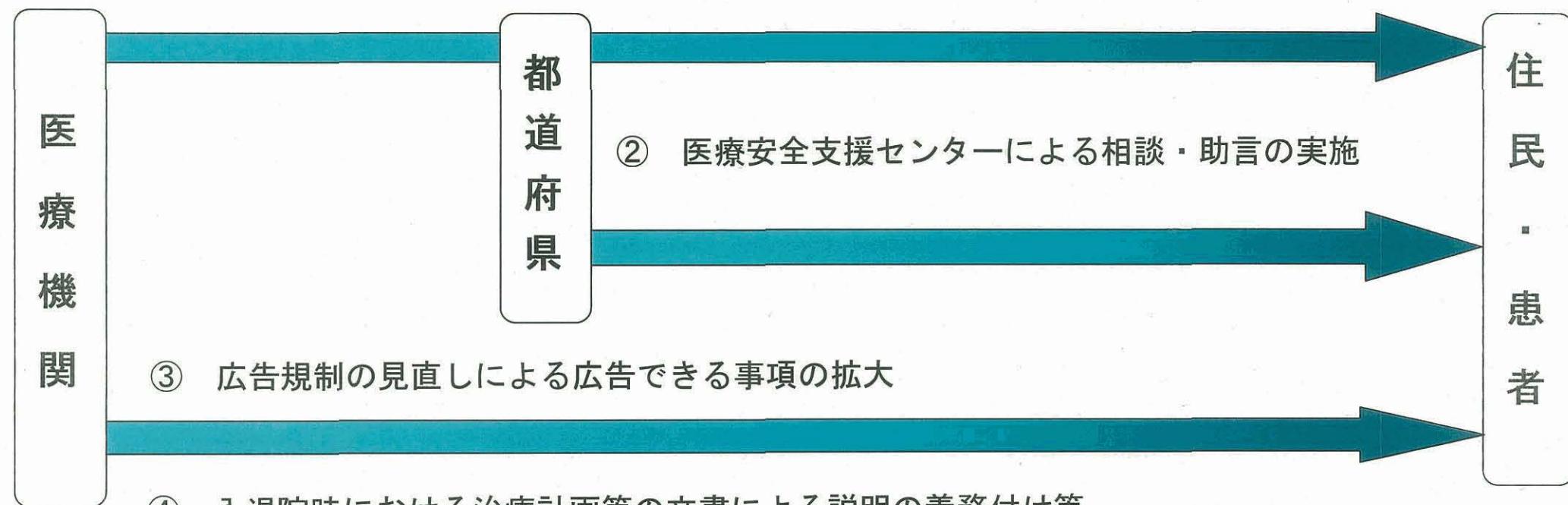
(患者に対する情報提供の推進)

患者に対する情報提供を推進し、患者の医療に関する選択に資するため、都道府県による医療機関に関する情報提供を制度化する。

患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援する。

① 都道府県による医療機関情報の集約と公表

(医療機関から一定の情報の報告を義務づけ → 都道府県によるインターネット等による情報提供)



⑤ インターネット等による広報についてガイドライン作成による信頼性の確保（運用）